

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和6年(2024年)

目 次

議案第 77 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 78 号	特定事業契約の変更について……………	10
議案第 79 号	業務委託契約の変更について……………	12
議案第 80 号	物件供給契約の締結について……………	24
議案第 81 号	鎌倉駅西口第一自転車等駐車場の土地賃貸借料の支払に係る損害賠償の額の決定について……………	30
議案第 82 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	31
議案第 83 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 84 号	鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議案第 85 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	36
議案第 86 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
議案第 87 号	鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第 88 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
議案第 89 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	58
議案第 90 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）……………	60
議案第 91 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）……………	67
議案第 92 号	令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	71
議案第 93 号	令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	74
議案第 94 号	令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	77
議案第 95 号	令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	80
議案第 96 号	令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	83
議案第 97 号	令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	86
議案第 98 号	令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 4 号）……………	89
報告第 20 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分 の報告について……………	92

議案第 77 号

市道路線の廃止について

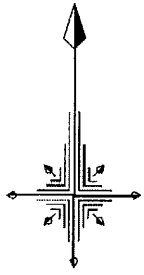
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

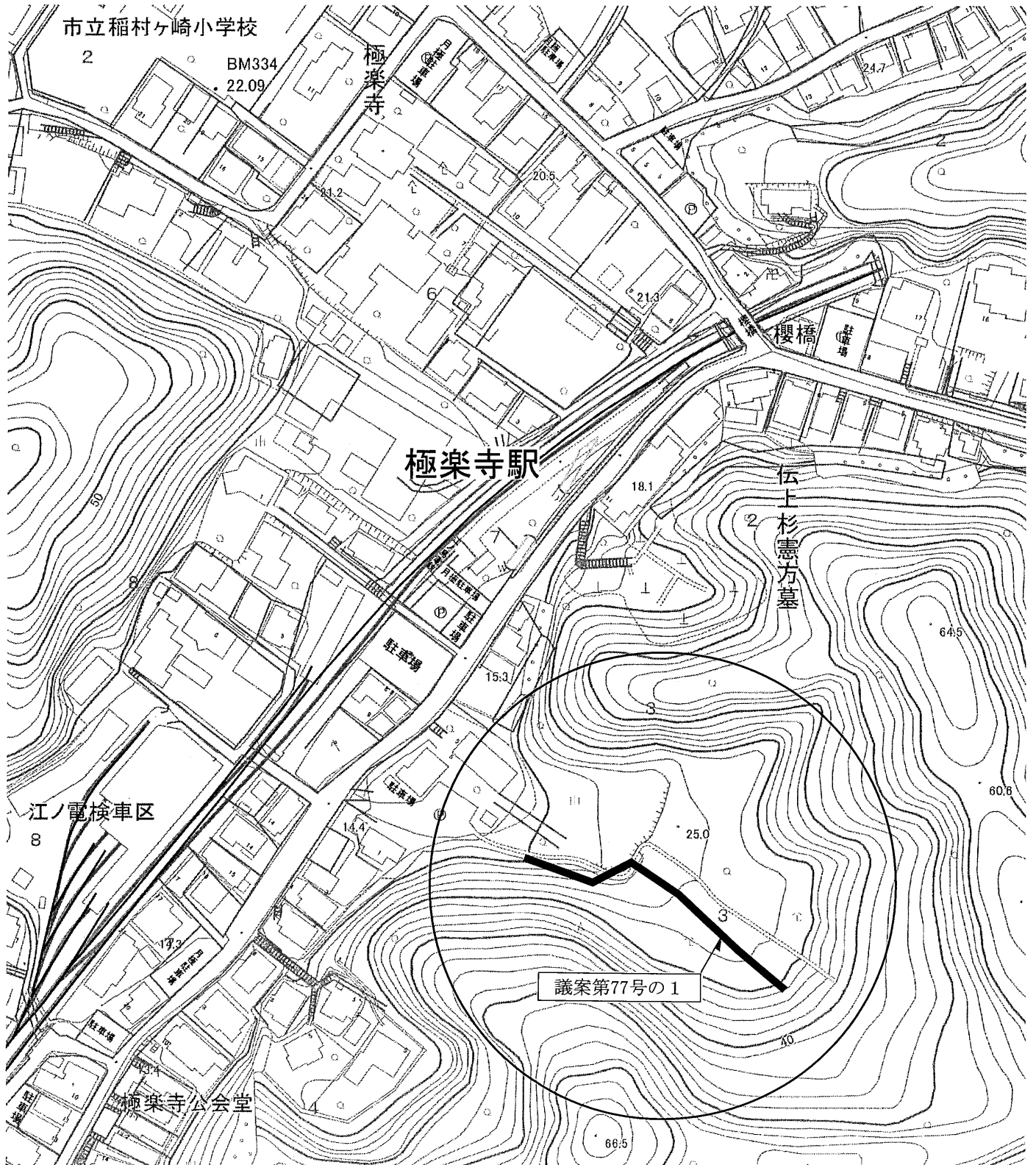
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	極 楽 寺 一 丁 目	78番3	極 楽 寺 一 丁 目	72番2	1.22～ 1.55	92.57	8
2	極 楽 寺 一 丁 目	74番	極 楽 寺 一 丁 目	72番5	1.04～ 1.88	45.11	9



凡例  廃止箇所

案内図

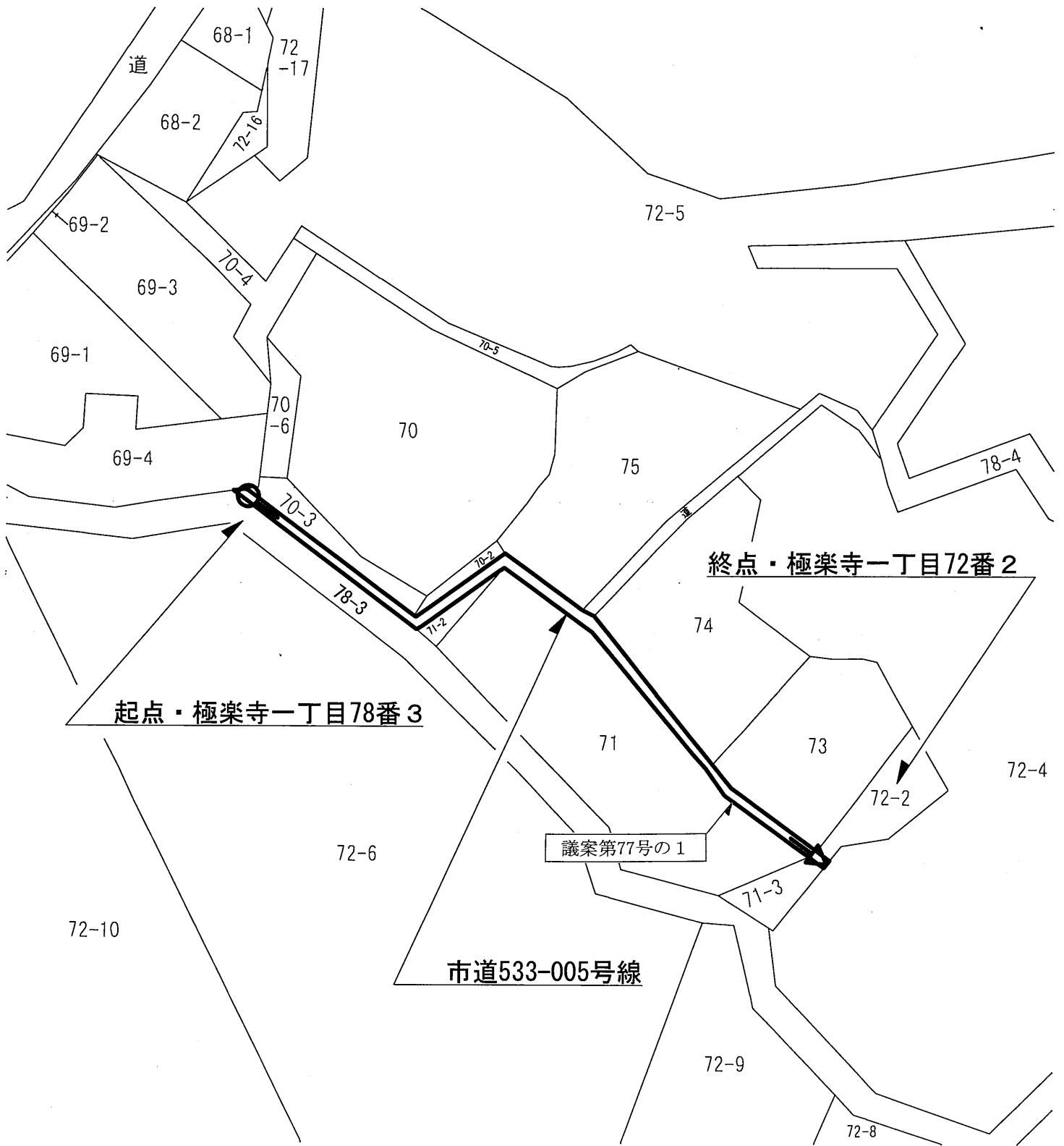
図面番号 8





公図写

図面番号 8

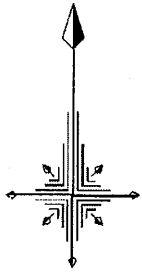


起点・極楽寺一丁目78番 3

終点・極楽寺一丁目72番 2

議案第77号の1

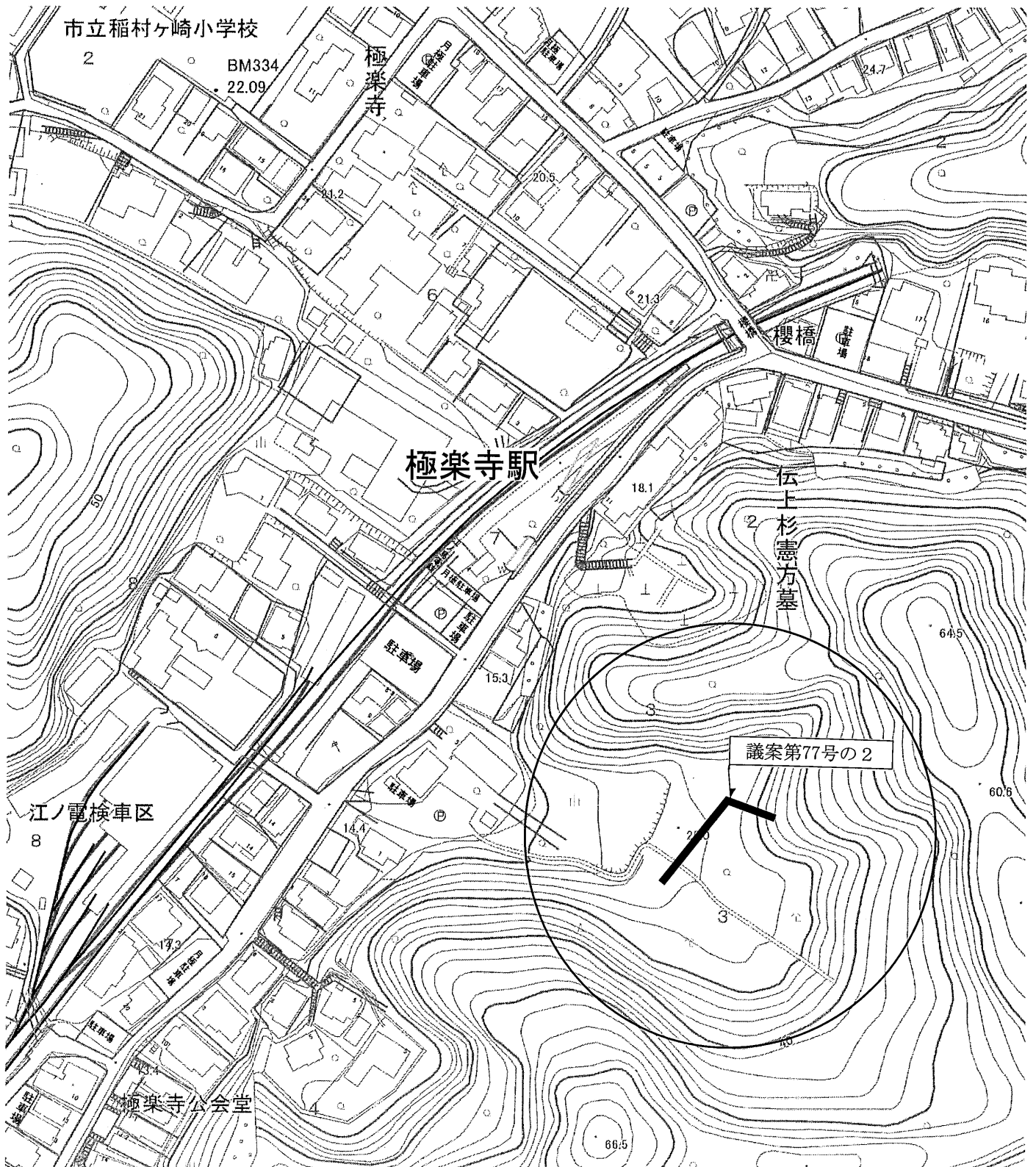
市道533-005号線

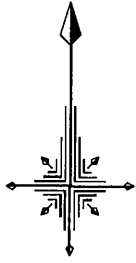


凡例 **■** 廃止箇所

案内図

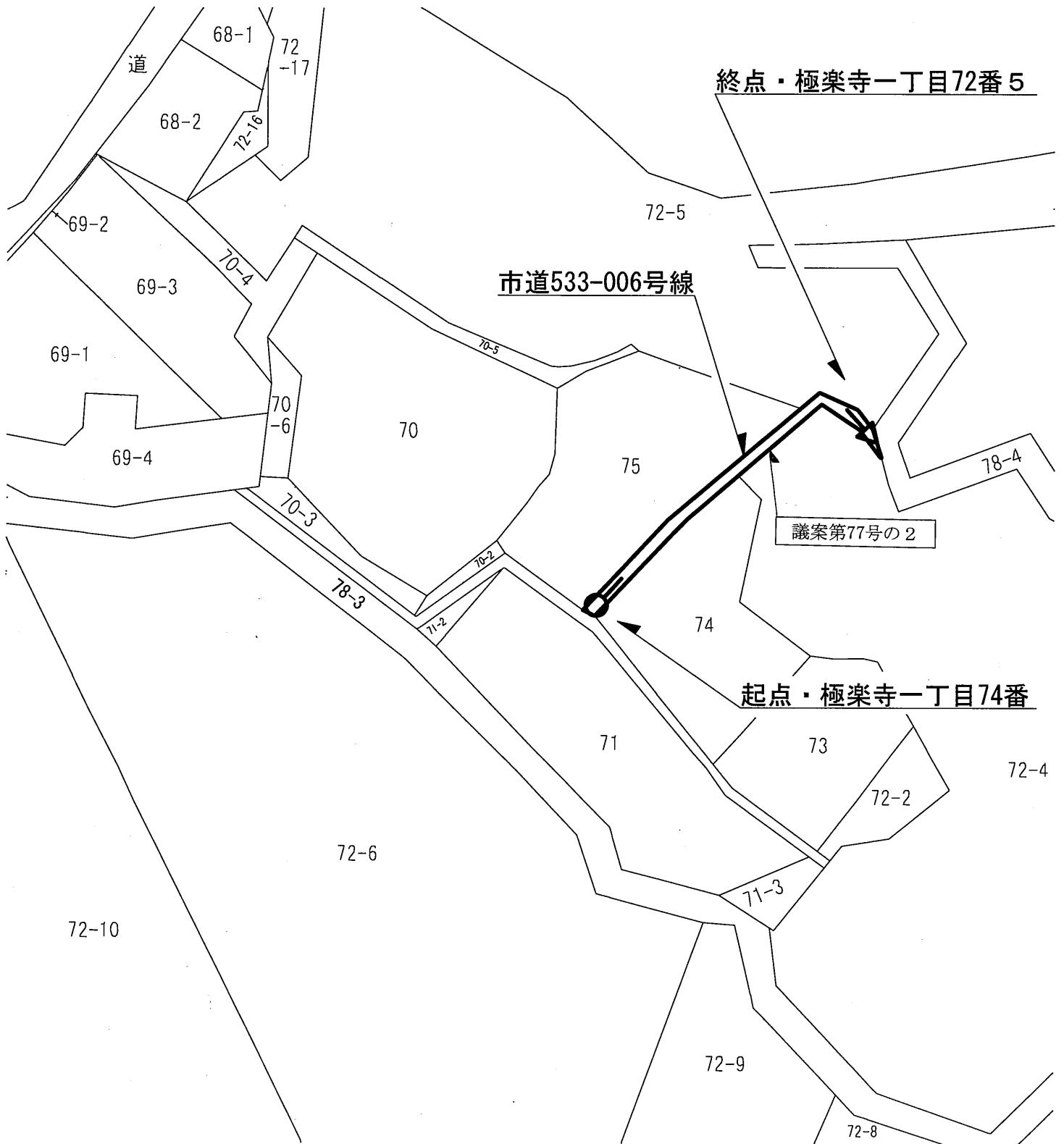
図面番号 9





公図写

図面番号 9



特定事業契約の変更について

鎌倉市営住宅集約化事業について、次のとおり特定事業契約の変更契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 事業名 鎌倉市営住宅集約化事業
- 2 契約相手方 東京都港区芝四丁目 8 番 2 号
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 辻 井 靖
- 東京都文京区本郷 1 丁目 28 番 34 号
株式会社市浦ハウジング&プランニング
東京支店
専務取締役支店長 奥 茂 謙 仁
- 神奈川県横須賀市久里浜 2 丁目 2 番 3 号
ウスイホーム株式会社
代表取締役社長 木 部 浩 一

3 変更内容 契約金額

変更前	増額分	変更後
9,240,000,000円	883,520,000円	10,123,520,000円

4 提案理由

市営住宅集約化事業に係る特定事業契約について、物価上昇による支払い対価の改定等に伴う変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出するもの。

「参考」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋

(地方公共団体の議会の議決)

第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抜粋

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の左欄(原文では上欄)に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表右欄(原文では下欄)に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県	千円 500,000
	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	300,000
	市(指定都市を除く。)	150,000
	町村	50,000

議案第 79 号

業務委託契約の変更について

さきに、平成27年（2015年）12月定例会議案第66号及び令和2年（2020年）4月臨時会議案第2号をもって議決された業務委託契約について、次のとおり変更するものとする。

令和6年（2024年）2月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 件 名 鎌倉市立中学校給食調理等業務
- 2 当初の契約金額 以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

喫食率	1食単価
30%未満	851円
30%以上 40%未満	644円
40%以上 50%未満	519円
50%以上 60%未満	435円
60%以上 70%未満	395円
70%以上 80%未満	365円
80%以上 90%未満	342円
90%以上 100%以下	323円

3 変更後の契約金額

以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

喫食率	1食単価
30%未満	901円
30%以上 40%未満	686円
40%以上 50%未満	557円
50%以上 60%未満	472円
60%以上 70%未満	431円
70%以上 80%未満	400円
80%以上 90%未満	377円
90%以上 100%以下	357円

4 契約者

横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇 本 実

「参考」

業務委託変更仮契約書

委託する業務の名称	鎌倉市立中学校給食調理等業務																		
契約金額	契約金額の変更 以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。 <table border="1" data-bbox="678 622 1177 1025"><thead><tr><th>喫食率</th><th>1食単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>30%未満</td><td>901円</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>686円</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>557円</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>472円</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>431円</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>400円</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>377円</td></tr><tr><td>90%以上 100%以下</td><td>357円</td></tr></tbody></table>	喫食率	1食単価	30%未満	901円	30%以上 40%未満	686円	40%以上 50%未満	557円	50%以上 60%未満	472円	60%以上 70%未満	431円	70%以上 80%未満	400円	80%以上 90%未満	377円	90%以上 100%以下	357円
喫食率	1食単価																		
30%未満	901円																		
30%以上 40%未満	686円																		
40%以上 50%未満	557円																		
50%以上 60%未満	472円																		
60%以上 70%未満	431円																		
70%以上 80%未満	400円																		
80%以上 90%未満	377円																		
90%以上 100%以下	357円																		
経過措置	変更後の契約金額の規定は、令和6年（2024年）4月分以後の委託料について適用し、同年3月分以前の月分の委託料については、なお従前の例による。																		
その他	この契約のほかは原契約書による。																		
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。																			

平成27年（2015年）12月18日付けで締結した業務委託契約について、上記のとおり変更仮契約を締結する。

この契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和6年（2024年）1月15日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇本 実

「参考」

業務委託変更仮契約書

平成 27 年 12 月 18 日付けで、鎌倉市（以下「発注者」という。）とハーベスト株式会社（以下「受注者」という。）との間で締結した「業務委託契約書（委託する業務の名称：鎌倉市立中学校調理等業務）」（以下「原契約書」という。）について、次のとおり変更する。

第 1 条 原契約書第 9 条第 2 項の次に次の 2 項を加え、第 3 項及び第 4 項を 2 項ずつ繰り下げる。

- 3 前項の規定にかかわらず、発注者の責に帰すべき事由によって受注者が委託業務を履行することができなくなった場合で、当該月分の委託料の金額が算出できないときに限り、受注者は発注者に対し、当該月分の委託料に相当する額を別途請求できるものとする。
- 4 前項の委託料に相当する額とは、支出する人件費の実費及び平成 27 年に実施した公募型プロポーザルの際に受注者が提出した見積金額のうち人件費相当分を除いて算出した額から、支出をしなかった実費及び当該委託料の全部又は一部について受注者が国等から支給を受けた助成金等を減じた額とする。

第 2 条 前条に定めるもののほかは、原契約書のとおりとする。

本仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年（2020 年） 4 月 2 3 日

発注者 鎌倉市御成町 1 8 番 1 0 号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目 1 2 0 番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇本 実

「参考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌教委学務第 459 号 令和 2 年 (2020 年) 5 月 1 日																			
横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目 120 番地 ハーベスト株式会社 代表取締役 脇本 実 様																			
鎌倉市長 松尾 崇																			
次のとおり通知します。																			
契約に係る 業務の名称	鎌倉市立中学校給食調理等業務 (仮契約締結日 令和 2 年 (2020 年) 4 月 23 日)																		
議決年月日	令和 2 年 (2020 年) 4 月 30 日																		
変更仮契約が本契約に 切り替わった日	令和 2 年 (2020 年) 4 月 30 日																		
契約金額	以下に示す喫食率ごとの 1 食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額 (1 円未満の端数は切り捨て。) とする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"><thead><tr><th>喫食率</th><th>1 食単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>30%未満</td><td>851 円</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>644 円</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>519 円</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>435 円</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>395 円</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>365 円</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>342 円</td></tr><tr><td>90%以上 100%以下</td><td>323 円</td></tr></tbody></table> <p>ただし、発注者の責に帰すべき事由によって受注者が委託業務を履行することができなくなった場合で、当該月分の委託料の金額が算出できないときに限り、受注者は発注者に対し、当該月分の委託料に相当する額を別途請求できるものとする。</p>	喫食率	1 食単価	30%未満	851 円	30%以上 40%未満	644 円	40%以上 50%未満	519 円	50%以上 60%未満	435 円	60%以上 70%未満	395 円	70%以上 80%未満	365 円	80%以上 90%未満	342 円	90%以上 100%以下	323 円
喫食率	1 食単価																		
30%未満	851 円																		
30%以上 40%未満	644 円																		
40%以上 50%未満	519 円																		
50%以上 60%未満	435 円																		
60%以上 70%未満	395 円																		
70%以上 80%未満	365 円																		
80%以上 90%未満	342 円																		
90%以上 100%以下	323 円																		

「参考」

業務委託仮契約書

委託する 業務の名称	鎌倉市立中学校給食調理等業務																		
契約金額	以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。 <table border="1" data-bbox="564 645 1062 1048"><thead><tr><th>喫食率</th><th>1食単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>30%未満</td><td>851円</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>644円</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>519円</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>435円</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>395円</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>365円</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>342円</td></tr><tr><td>90%以上 100%以下</td><td>323円</td></tr></tbody></table>	喫食率	1食単価	30%未満	851円	30%以上 40%未満	644円	40%以上 50%未満	519円	50%以上 60%未満	435円	60%以上 70%未満	395円	70%以上 80%未満	365円	80%以上 90%未満	342円	90%以上 100%以下	323円
喫食率	1食単価																		
30%未満	851円																		
30%以上 40%未満	644円																		
40%以上 50%未満	519円																		
50%以上 60%未満	435円																		
60%以上 70%未満	395円																		
70%以上 80%未満	365円																		
80%以上 90%未満	342円																		
90%以上 100%以下	323円																		
契約(履行)期間	平成27年11月27日～平成39年10月31日																		
業務委託場所	鎌倉市笛田一丁目50番3ほか																		
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付します。																			

上記の業務について、発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「ハーベスト株式会社」として、上記事項及び次の契約条項に定めるところにより、業務委託仮契約を締結します。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成27年11月27日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇本 実

(契約の目的及び業務)

第1条 本契約は、鎌倉市立中学校（以下「対象学校」という。）における良質な学校給食が安全で衛生的かつ安定的に提供されることを目的として、発注者が次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 食材料の発注、受領、検収及び保管
- (2) 給食調理及び弁当容器等への盛り付け
- (3) 弁当容器等の学級単位の仕分け
- (4) 弁当容器等の配送及び回収
- (5) 受入室での給食の受け渡し
- (6) 弁当容器等の洗浄、消毒及び保管
- (7) 残菜及び厨芥の処理
- (8) 前各号に付帯して必要な業務

(委託業務の実施)

第2条 受注者は、本契約及び別添「鎌倉市立中学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」等に基づき、委託業務を誠実に履行しなければならない。

(業務管理等)

第3条 受注者は、業務従事者の健康管理及び委託業務の衛生管理に万全を期さなければならない。

2 受注者は、委託業務の円滑な履行が図られるよう必要な人員を配置しなければならない。

3 受注者は、業務従事者の中から仕様書に定める総括業務責任者等を選任しなければならない。

(関係法令の遵守)

第4条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、本契約及び仕様書のほか、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令等の関係法令を遵守しなければならない。

(経費負担)

第5条 受注者は、委託業務の実施に当たって、仕様書に発注者の負担と定められたもの以外の一切の経費を負担する。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者

に委託することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(検査)

第8条 発注者は、受注者の業務履行結果について、総括業務責任者の立会いの下、仕様書及び調理手配表等に基づき検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格と認められる場合は、発注者の指示に従い、自己の負担により手直し又はやり直しをしなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の手直し又はやり直しを終えたときは、その結果を検査するものとする。

(委託料の請求等)

第9条 受注者は、給食実施月ごとの業務完了後、速やかに発注者が別に定める報告書を添えて、当該月分の委託料を発注者に請求する。

2 請求する委託料は、本契約書の頭書に提示する喫食率ごとの1食単価に発注者が確認した月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

3 受注者は、委託料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

4 発注者は、受注者の請求が適当と認めたときは、委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 鎌倉市契約規則（昭和39年6月鎌倉市規則第20号）第5条第3号により、契約保証金は免除する。

(履行状況の調査)

第11条 発注者は、第8条の検査のほか、必要があると認めたときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務改善の指示)

第12条 発注者は、前条の調査の結果、委託業務の履行状況が不適切であると認められるときは、受注者に対し業務改善の指示をすることができる。

(事故等への対応)

第13条 受注者は、委託業務の履行にあたり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対応するものとする。

2 受注者は、不測の事態により、委託業務の履行が不可能となった場合、又は

不可能となるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対応するものとする。

(安全の配慮)

第14条 受注者は、委託業務の履行にあたり、常に対象学校の生徒等の安全に配慮するものとし、必要に応じて安全対策の措置を講じなければならない。

(大規模災害時の協力)

第15条 受注者は、大規模災害発生時に発注者が行う食料の供給に協力しなければならない。この場合において、詳細については発注者及び受注者双方協議の上定めるものとする。

(契約内容の変更)

第16条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、本契約に違反したとき。

(2) 受注者が故意又は過失により、発注者に対して著しい損害を与えるなど、受託者として不適当な行為があったとき。

(3) 受注者が、契約の解除を申し出て、発注者がこれを認めたとき。

(4) 正当な理由なく、受注者が発注者の指示に従わないとき。

(5) 発注者が、契約の継続を必要としなくなったとき。

2 発注者は、前項第5号の規定による契約の解除をしようとするときは、事前に受注者と協議するものとする。

3 第1項第1号から第4号までの規定により契約を解除した場合、発注者は、生じた損害の賠償を請求することができる。

(賠償責任)

第18条 受注者は、本契約の履行に当たって、受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(守秘義務)

第19条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏洩し、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、鎌

倉市個人情報保護条例（平成5年10月鎌倉市条例第8号）を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第20条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- （2）受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- （3）受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- （4）受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （5）受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにも

かかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、契約期間に変更が生じるおそれがある場合は、発注者と契約期間に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する訴訟は、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第23条 本契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者双方協議の上定めるものとする。

「参考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌教委学務第 2541 号

平成 27 年 12 月 24 日

横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目 120 番地

ハーベスト株式会社

代表取締役 脇本 実 様

鎌倉市長 松尾 崇

次のとおり通知します。

契約に係る 業務の名称	鎌倉市立中学校給食調理等業務 (仮契約締結日 平成 27 年 11 月 27 日)																		
議決年月日	平成 27 年 12 月 18 日																		
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 27 年 12 月 18 日																		
契約金額	以下に示す喫食率ごとの 1 食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1 円未満の端数は切り捨て。）とする。 <table border="1" data-bbox="566 1093 1066 1500"><thead><tr><th>喫食率</th><th>1 食単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>30%未満</td><td>851 円</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>644 円</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>519 円</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>435 円</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>395 円</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>365 円</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>342 円</td></tr><tr><td>90%以上 100%以下</td><td>323 円</td></tr></tbody></table>	喫食率	1 食単価	30%未満	851 円	30%以上 40%未満	644 円	40%以上 50%未満	519 円	50%以上 60%未満	435 円	60%以上 70%未満	395 円	70%以上 80%未満	365 円	80%以上 90%未満	342 円	90%以上 100%以下	323 円
喫食率	1 食単価																		
30%未満	851 円																		
30%以上 40%未満	644 円																		
40%以上 50%未満	519 円																		
50%以上 60%未満	435 円																		
60%以上 70%未満	395 円																		
70%以上 80%未満	365 円																		
80%以上 90%未満	342 円																		
90%以上 100%以下	323 円																		
契約(履行)期間	平成 27 年 11 月 27 日～平成 39 年 10 月 31 日																		
業務委託場所	鎌倉市笛田一丁目 50 番 3 ほか																		

議案第 80 号

物件供給契約の締結について

本市は、高機能消防指令センターの購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高機能消防指令センター
- 2 契 約 数 量 1 式
- 3 契 約 金 額 492,140,000円
- 4 供給契約者 藤沢市湘南台 2 - 17 - 9
三峰無線株式会社 西関東支店
支店長 山 根 学

[参考]

物件供給仮契約書

物件	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額																						
	鎌倉市高機能消防指令センター	別紙仕様書のとおり	式	1	447,400,000円	492,140,000円																						
契約金額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、44,740,000円)</p>										百万			千			円	¥	4	9	2	1	4	0	0	0	0	0
				百万			千			円																		
¥	4	9	2	1	4	0	0	0	0	0																		
契約期間	議決日から令和7年(2025年)3月31日(月)																											
契約保証金	契約金額の100分の 円 <input type="checkbox"/> 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 有価証券																											
納入場所	鎌倉市大船三丁目5番10号 鎌倉市消防本部																											
契約不適合責任期間	発注者に引き渡した日から起算して1年間																											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に対し、契約期間の始期については、議決日からとします。</p> <p>ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に損害賠償できないものとします。</p>																												

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、三峰無線株式会社 西関東支店を受注者とし、次の条項により仮契約を締結する。

(目的)

第1条 発注者は、鎌倉市高機能消防指令センターの物件供給を受注者に依頼し、受注者はこれを納入する。

2 本契約は、物件供給を完成させ、鎌倉市高機能消防指令センターの納入を目的とする物件供給契約とする。

(物件供給内容)

第2条 物件供給の内容詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

(著作権の帰属)

第3条 本契約による成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48条)第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

(契約金の支払)

第4条 受注者は、物件供給完了後、第21条の完了検査等を受け、それに適合すると認められたときは、速やかに請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第1項の請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から30日以内に契約金を支払うも

のとする。

(法令遵守)

第5条 受注者は、物件供給の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号。以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の製造の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(監督、検査等)

第6条 発注者は、受注者の物件供給の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は製造を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(履行遅延の損害金等)

第7条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が物件供給を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に物件供給が完了しなかったとき。

(危険負担)

第8条 物件供給において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、供給が完了した物件が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 供給が完了した物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、物件供給完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止等)

第10条 受注者は、物件供給の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、物件供給の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

(1) 供給が完了した物件に契約不適合があるとき。

- (2) 第13条、第14条又は第17条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときは又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

（受注者の損害場合証請求等）

第12条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第15条又は第16条の規定により、本契約が解除されたとき。
- (2) 全豪に掲げる場合のほか、責務の本旨に従った履行をしないとき又は責務の履行が不能であるとき。

（発注者の催告による解除権）

第13号 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に業務を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない間合いにおいて、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 第15条又は第16条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同上2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められた時

(3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第19条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るもの

とする。

(契約内容の変更)

第20条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(完了検査等)

第21条 受注者は、物件供給が完了したときは、速やかに検査を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

(業務に関する情報等の保護)

第22条 受注者は、物件供給の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(情報セキュリティ)

第23条 受注者は機器等の作業を実施する際は、別紙「情報セキュリティの確保に関する遵守事項」に従わなければならない。

(協議事項)

第24条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)1月12日

発注者	住所	鎌倉市御成町18番10号
	氏名	鎌倉市 市長 松尾 崇

受注者	住所	藤沢市湘南台2-17-9
	氏名	三峰無線株式会社 西関東支店 支店長 山根 学

議案第 81 号

鎌倉駅西口第一自転車等駐車場の土地賃貸借料の
支払に係る損害賠償の額の決定について

次のとおり、土地賃貸借料の支払の遅延による遅延損害金の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年（2024年）2月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 1,542円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 横浜市西区平沼一丁目40番26号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員 横浜支社長 宮田 久嗣 |
| 3 | 発 生 日 | 令和5年（2023年）12月1日 |

議案第 82 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 5 年（2023年）12月 7 日 [REDACTED] で発生した市有
地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 154,000円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

議案第 83 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年（2024年）2月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当
の支給割合の改定を行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{220}{100}$ 」を「 $\frac{230}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{230}{100}$ 」を「 $\frac{225}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年11月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により令和5年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 84 号

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを利用し、コンビニエンスストア等において印鑑登録証明書が取得できるよう、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例

鎌倉市印鑑条例（昭和49年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されていないものを除く。）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手
当支給割合の改定を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{187.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{187.5}{100}$ 」を「 $\frac{182.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により令和5年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 86 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告等の内容を踏まえ、本市職員の給与の改定を行うもの
である。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を
次のように改正する。

第17条第2項中「 $\frac{120}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{100}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に改め、同条第3項
中「 $\frac{120}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{67.5}{100}$ 」を「 $\frac{70}{100}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{100}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」
に改め、同条第8項中「 $\frac{100}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に、「 $\frac{120}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に改め、同条第
9項中「 $\frac{47.5}{100}$ 」を「 $\frac{50}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	470,000
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300		

43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	

90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300
94		295,900	343,600	382,500	394,300	
95		296,200	344,100	382,900	394,600	
96		296,600	344,500	383,300	394,800	
97		296,800	344,700	383,600	395,000	
98		297,100	345,100	384,100	395,300	
99		297,500	345,500	384,500	395,600	
100		297,900	345,800	384,900	395,800	
101		298,100	346,100	385,200	396,000	
102		298,400	346,500	385,700		
103		298,800	346,900	386,100		
104		299,100	347,300	386,500		
105		299,300	347,800	386,800		
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000	351,400			
115		302,300	351,700			
116		302,700	352,000			
117		302,900	352,500			
118		303,100	352,900			
119		303,400	353,200			
120		303,700	353,500			
121		304,100	354,000			
122		304,300	354,400			
123		304,600	354,700			
124		304,900	355,000			
125		305,200	355,500			
126			355,900			
127			356,200			
128			356,500			
129			357,000			
130			357,400			
131			357,700			
132			358,000			
133			358,500			
134			358,900			
135			359,200			
136			359,500			

	137			360,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	249,700	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第6条)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	155,300	200,200	208,000	232,300	271,600
	2	156,400	201,200	209,700	234,200	273,200
	3	157,500	202,200	211,400	236,100	274,700
	4	158,600	203,000	212,900	238,000	276,300
	5	159,500	203,700	214,400	239,900	277,800
	6	160,600	205,200	216,200	241,800	279,500
	7	161,800	206,500	217,900	243,700	281,300
	8	162,900	207,600	219,600	245,600	283,100
	9	164,000	208,900	221,100	247,500	284,800
	10	165,400	209,600	222,600	249,400	286,700
	11	166,700	210,400	224,100	251,300	288,500
	12	167,900	211,100	225,600	253,200	290,300
	13	169,000	212,200	226,800	255,100	292,100
	14	170,200	213,100	228,200	257,000	293,700
	15	171,400	214,000	229,600	258,900	295,100
	16	172,600	214,800	231,000	260,800	296,500
	17	173,700	219,900	232,400	262,700	298,000
	18	175,200	221,000	234,000	264,600	300,000
	19	176,700	221,900	235,500	266,500	302,000
	20	178,200	222,800	236,900	268,400	303,800
	21	179,600	223,800	240,900	270,300	305,500
	22	181,000	225,100	242,400	272,200	307,400
	23	182,500	226,300	243,800	274,100	309,300
	24	184,000	227,400	245,200	276,000	311,100
	25	185,400	228,700	246,400	277,900	312,800
	26	187,100	230,300	248,000	279,800	314,800
	27	188,800	231,800	249,500	281,700	316,800
	28	190,500	233,000	250,900	283,600	318,700
	29	192,200	234,100	252,000	285,500	320,400
	30	193,300	235,300	253,400	287,300	322,400
	31	194,700	236,500	254,900	288,900	324,400
	32	195,800	237,400	256,200	290,500	326,400
	33	200,200	238,000	257,500	292,100	327,600
	34	201,200	238,400	258,700	293,400	329,600
	35	202,200	238,800	259,900	294,500	331,500
	36	203,000	239,300	261,100	295,700	333,500
	37	203,700	239,800	262,300	296,900	335,400
	38	205,200	241,100	263,600	298,600	337,300
	39	206,500	242,300	264,900	300,300	339,200
	40	207,600	243,200	266,200	301,800	341,100
	41	208,900	244,300	267,600	303,100	342,900
	42	209,600	245,500	269,100	304,600	344,800
	43	210,400	246,700	270,700	306,000	346,600
	44	211,100	247,900	272,200	307,300	348,400

45	212, 200	248, 700	273, 800	308, 800	349, 900
46	213, 100	249, 800	275, 500	310, 300	351, 300
47	214, 000	251, 000	277, 100	311, 900	352, 700
48	214, 800	252, 100	278, 700	313, 500	354, 200
49	215, 700	253, 200	280, 300	314, 500	355, 700
50	216, 700	254, 100	281, 800	315, 900	356, 500
51	217, 600	255, 000	283, 300	317, 200	357, 500
52	218, 500	256, 000	284, 800	318, 500	358, 500
53	219, 200	257, 000	285, 900	319, 600	359, 400
54	220, 000	257, 800	287, 500	321, 000	360, 500
55	220, 800	258, 600	289, 000	322, 400	361, 400
56	221, 400	259, 500	290, 500	323, 800	362, 400
57	222, 100	260, 400	291, 900	325, 300	363, 300
58	222, 600	261, 300	293, 500	326, 500	364, 000
59	223, 000	262, 200	295, 100	327, 800	364, 700
60	223, 500	263, 200	296, 700	329, 000	365, 300
61	224, 100	263, 800	298, 200	330, 000	365, 700
62	225, 100	264, 700	299, 800	330, 900	366, 300
63	226, 000	265, 700	301, 300	332, 000	367, 000
64	226, 600	266, 600	302, 800	333, 100	367, 700
65	227, 100	267, 600	304, 400	334, 200	368, 000
66	228, 100	268, 400	306, 000	335, 200	368, 700
67	229, 100	269, 200	307, 600	336, 200	369, 400
68	230, 100	269, 900	309, 100	337, 200	370, 000
69	230, 600	270, 500	310, 000	338, 100	370, 300
70	231, 700	271, 300	311, 500	339, 000	370, 900
71	232, 800	272, 100	313, 000	339, 900	371, 600
72	233, 800	272, 900	314, 600	340, 800	372, 200
73	234, 500	273, 500	316, 200	341, 700	372, 500
74	235, 500	274, 400	317, 800	342, 700	373, 100
75	236, 400	275, 300	319, 300	343, 700	373, 800
76	237, 200	276, 200	320, 800	344, 600	374, 400
77	238, 000	277, 100	322, 200	345, 500	374, 800
78	238, 800	278, 100	323, 400	346, 400	375, 300
79	239, 500	278, 900	324, 500	347, 300	375, 900
80	240, 100	279, 800	325, 600	348, 100	376, 400
81	240, 700	280, 600	326, 300	348, 900	376, 900
82	241, 600	281, 400	327, 200	349, 700	377, 500
83	242, 500	282, 200	328, 000	350, 500	378, 000
84	243, 300	282, 900	328, 800	351, 200	378, 300
85	244, 200	283, 500	329, 600	351, 900	378, 700
86	245, 100		330, 000	352, 700	379, 200
87	245, 700		330, 600	353, 500	379, 600
88	246, 400		331, 300	354, 100	380, 000
89	247, 200		332, 100	354, 800	380, 400
90			332, 800	355, 500	380, 900
91			333, 500	356, 200	381, 300
92			334, 100	356, 900	381, 700
93			334, 600	357, 500	382, 000
94			335, 200	358, 000	382, 500

	95			335,700	358,500	382,900
	96			336,300	359,000	383,300
	97			336,600	359,400	383,600
	98			337,100	359,900	384,100
	99			337,500	360,400	384,500
	100			337,900	360,800	384,900
	101			338,300	361,300	385,200
	102			338,800	361,800	385,700
	103			339,300	362,300	386,100
	104			339,800	362,700	386,500
	105			340,100	363,200	386,800
	106			340,500	363,700	
	107			341,000	364,200	
	108			341,400	364,600	
	109			341,700	365,100	
	110			342,100	365,600	
	111			342,600	366,100	
	112			343,000	366,500	
	113			343,200	367,000	
	114			343,600	367,500	
	115			344,100	368,000	
	116			344,500	368,400	
	117			344,700	368,900	
	118			345,100	369,400	
	119			345,500	369,900	
	120			345,800	370,300	
	121			346,100	370,800	
	122			346,500		
	123			346,900		
	124			347,300		
	125			347,800		
	126			348,200		
	127			348,600		
	128			349,000		
	129			349,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		194,600	246,400	251,300	256,200	275,600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{122.5}{100}$ 」に、「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{102.5}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{122.5}{100}$ 」に、「 $\frac{70}{100}$ 」を「 $\frac{68.75}{100}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{102.5}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{102.5}{100}$ 」に、「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{122.5}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{50}{100}$ 」を「 $\frac{48.75}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{170}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第4条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び改正後の任期付条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。

(内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 87 号

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当につ
いて必要な規定の整備を行うとともに、人事院勧告等の内容を踏ま
えた給与の改定を行うものである。

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の見出し中「期末手当」を「期末手当等」に改め、同条第1項中「、
勤勉手当に関する規定を除き」を削り、同条第3項中「期末手当」の次に「又
は勤勉手当」を加える。

第19条の見出し中「期末手当」を「期末手当等」に改め、同条第1項中「、
勤勉手当に関する規定を除き」を削り、同条第3項中「期末手当」の次に「又
は勤勉手当」を加える。

第25条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第27条 この条例において準用する給与条例（これに基づく規則を含む。）が改
正され給与の額の改定が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額
の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、給与条例の適用を受け
る職員の例による。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条)

号給	職種	一般職1 (定例的又は補助的な事務に従事する事務職員又は技術職員)	一般職2 (知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員)
		給料月額	給料月額
		円	円
1		162,100	208,000
2		163,200	209,700
3		164,400	211,400
4		165,500	212,900
5		166,600	214,400
6		167,700	216,200
7		168,800	217,900
8		169,900	219,600
9		170,900	221,100
10		172,300	222,600
11		173,600	224,100
12		174,900	225,600
13		176,100	226,800
14		177,600	228,200
15		179,100	229,600
16		180,700	231,000
17		181,800	232,400
18		183,200	234,000
19		184,600	235,500
20		186,000	236,900
21		187,300	238,100
22		189,600	239,700
23		191,800	241,200
24		194,000	242,600
25		196,200	243,600
26		197,900	245,100
27		199,400	246,400
28		200,900	247,600
29		202,400	248,700
30		203,800	249,700
31		205,200	250,600
32		206,600	251,500
33		208,000	252,400
34		209,300	253,300
35		210,600	254,100
36		211,900	254,900
37		213,200	255,600
38		214,400	256,700
39		215,600	257,900
40		216,700	259,000
41		217,800	260,200
42		218,900	261,400

43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100

92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム
会計年度任用職員に適用する。

別表第2 (第3条)

号給	職種	技能労務職1 (業務に従事する職員)	技能労務職2 (技能経験を必要とする業務に従事する職員)
		給料月額	給料月額
		円	円
1		155,300	200,200
2		156,400	201,200
3		157,500	202,200
4		158,600	203,000
5		159,500	203,700
6		160,600	205,200
7		161,800	206,500
8		162,900	207,600
9		164,000	208,900
10		165,400	209,600
11		166,700	210,400
12		167,900	211,100
13		169,000	212,200
14		170,200	213,100
15		171,400	214,000
16		172,600	214,800
17		173,700	219,900
18		175,200	221,000
19		176,700	221,900
20		178,200	222,800
21		179,600	223,800
22		181,000	225,100
23		182,500	226,300
24		184,000	227,400
25		185,400	228,700
26		187,100	230,300
27		188,800	231,800
28		190,500	233,000
29		192,200	234,100
30		193,300	235,300
31		194,700	236,500
32		195,800	237,400
33		200,200	238,000
34		201,200	238,400
35		202,200	238,800
36		203,000	239,300
37		203,700	239,800
38		205,200	241,100
39		206,500	242,300
40		207,600	243,200
41		208,900	244,300
42		209,600	245,500

43	210,400	246,700
44	211,100	247,900
45	212,200	248,700
46	213,100	249,800
47	214,000	251,000
48	214,800	252,100
49	215,700	253,200
50	216,700	254,100
51	217,600	255,000
52	218,500	256,000
53	219,200	257,000
54	220,000	257,800
55	220,800	258,600
56	221,400	259,500
57	222,100	260,400
58	222,600	261,300
59	223,000	262,200
60	223,500	263,200
61	224,100	263,800
62	225,100	264,700
63	226,000	265,700
64	226,600	266,600
65	227,100	267,600
66	228,100	268,400
67	229,100	269,200
68	230,100	269,900
69	230,600	270,500
70	231,700	271,300
71	232,800	272,100
72	233,800	272,900
73	234,500	273,500
74	235,500	274,400
75	236,400	275,300
76	237,200	276,200
77	238,000	277,100
78	238,800	278,100
79	239,500	278,900
80	240,100	279,800
81	240,700	280,600
82	241,600	281,400
83	242,500	282,200
84	243,300	282,900
85	244,200	283,500
86	245,100	
87	245,700	
88	246,400	
89	247,200	

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第27条を第28条とし、第26条の次に1条を加える改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、その他の規定は令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

議案第 88 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な規
定の整備を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この条例中第53条第2項第2号の改正規定は公布の日から、第23条（見出しを含む。）の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第 89 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、指定数量以上の危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査の手数料の額を改めるとともに、文言を整理するものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア及び同項第2号中「別表第3備考5エ」を「別表第2備考5エ」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第35条第2項第2号、同項第3号イ及び同号エ、同項第4号イ、第35条の2並びに第47条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第50条の3第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第3の2危険物の規制に関する事務の表第2項第2号中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条、第35条、第35条の2、第47条及び第50条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

令和 5 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 8 号）

令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,254,645 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,134,978 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	市税	35,739,439	1,504,671	37,244,110
	5 市民税	17,859,901	1,406,014	19,265,915
	10 固定資産税	13,604,782	24,526	13,629,308
	15 軽自動車税	187,464	3,812	191,276
	20 市たばこ税	764,401	57,761	822,162
	30 都市計画税	3,322,891	12,558	3,335,449
10	地方譲与税	319,620	△12,000	307,620
	8 地方揮発油譲与税	78,000	△6,000	72,000
	10 自動車重量譲与税	223,000	△6,000	217,000
15	利子割交付金	14,000	△1,700	12,300
	5 利子割交付金	14,000	△1,700	12,300
16	配当割交付金	344,000	△30,000	314,000
	5 配当割交付金	344,000	△30,000	314,000
18	法人事業税交付金	416,000	19,000	435,000
	5 法人事業税交付金	416,000	19,000	435,000
19	地方消費税交付金	4,057,000	△51,000	4,006,000
	5 地方消費税交付金	4,057,000	△51,000	4,006,000
31	環境性能割交付金	69,000	7,000	76,000
	5 環境性能割交付金	69,000	7,000	76,000
33	地方特例交付金	150,000	△11,500	138,500
	5 地方特例交付金	150,000	△11,500	138,500
35	地方交付税	33,000	△17,000	16,000
	5 地方交付税	33,000	△17,000	16,000
40	交通安全対策特別交付金	21,000	△5,000	16,000
	5 交通安全対策特別交付金	21,000	△5,000	16,000
50	使用料及び手数料	1,198,393	△30,502	1,167,891

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 使用料	385,023	△4,252	380,771
	10 手数料	795,370	△26,250	769,120
55	国庫支出金	9,942,003	1,959,487	11,901,490
	5 国庫負担金	7,518,952	243,010	7,761,962
	10 国庫補助金	2,333,324	1,716,477	4,049,801
60	県支出金	4,389,411	22,649	4,412,060
	5 県負担金	3,043,206	59,426	3,102,632
	10 県補助金	970,733	△28,163	942,570
	15 委託金	375,472	△8,614	366,858
65	財産収入	617,376	131,713	749,089
	5 財産運用収入	144,379	49,190	193,569
	10 財産売払収入	472,997	82,523	555,520
70	寄附金	2,487,357	△385,070	2,102,287
	5 寄附金	2,487,357	△385,070	2,102,287
75	繰入金	4,305,754	△2,466,570	1,839,184
	5 基金繰入金	4,236,238	△2,558,489	1,677,749
	10 他会計繰入金	69,516	91,919	161,435
80	繰越金	2,262,968	1,623,951	3,886,919
	5 繰越金	2,262,968	1,623,951	3,886,919
85	諸収入	944,634	△55,284	889,350
	5 延滞金加算金及び過料	60,835	△15,000	45,835
	25 雑入	536,649	△40,284	496,365
90	市債	1,817,200	51,800	1,869,000
	5 市債	1,817,200	51,800	1,869,000
	歳入合計	69,880,333	2,254,645	72,134,978

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	441,101	△9,389	431,712
	5 議会費	441,101	△9,389	431,712
10	総務費	8,394,396	2,862,246	11,256,642
	5 総務管理費	7,021,450	2,853,511	9,874,961
	10 徴税費	668,052	24,414	692,466
	15 戸籍住民基本台帳費	516,832	8,800	525,632
	20 選挙費	96,221	△20,218	76,003
	25 統計調査費	35,147	△3,797	31,350
	30 監査委員費	56,694	△464	56,230
15	民生費	29,884,531	101,657	29,986,188
	5 社会福祉費	15,870,056	△23,578	15,846,478
	10 児童福祉費	11,726,021	△109,863	11,616,158
	15 生活保護費	2,287,319	234,878	2,522,197
	20 災害救助費	1,135	220	1,355
20	衛生費	6,833,463	△230,839	6,602,624
	5 保健衛生費	2,262,267	△63,709	2,198,558
	10 清掃費	4,282,808	△185,942	4,096,866
	15 環境対策費	288,388	18,812	307,200
25	労働費	91,733	△669	91,064
	5 労働諸費	91,733	△669	91,064
30	農林水産業費	360,698	△32,886	327,812
	5 農業水産業費	360,698	△32,886	327,812
35	商工費	465,848	△9,535	456,313
	5 商工費	465,848	△9,535	456,313
40	観光費	396,917	△6,011	390,906
	5 観光費	396,917	△6,011	390,906

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
45	土木費	9,075,915	△146,254	8,929,661
	5 土木管理費	1,546,267	△39,325	1,506,942
	10 道路橋りょう費	1,192,534	△5,046	1,187,488
	15 河川費	142,813	△9,171	133,642
	20 都市計画費	4,965,172	△94,400	4,870,772
	25 住宅費	1,229,129	1,688	1,230,817
50	消防費	2,931,053	3,244	2,934,297
	5 消防費	2,931,053	3,244	2,934,297
55	教育費	6,894,506	△255,439	6,639,067
	5 教育総務費	2,189,405	△52,564	2,136,841
	10 小学校費	1,827,709	△86,614	1,741,095
	15 中学校費	724,595	△18,523	706,072
	20 社会教育費	1,716,668	△110,258	1,606,410
	25 保健体育費	436,129	12,520	448,649
60	公債費	4,046,823	△18,131	4,028,692
	5 公債費	4,046,823	△18,131	4,028,692
65	諸支出金	13,349	△3,349	10,000
	5 土地開発公社費	13,349	△3,349	10,000
	歳出合計	69,880,333	2,254,645	72,134,978

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 徴税費	税基幹システム改修業務委託事業	千円 18,700
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	13,825
30 農林水産業費	05 農業水産業費	鎌倉地域漁業支援施設 土木施設設計業務及び 土質調査・深淺測量業務委託事業	162,008
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良整備事業 (市道 010-063 号線)	28,347
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良整備事業 (市道 204-044 号線)	95,293
45 土木費	20 都市計画費	三菱電機南側道路 予備設計等委託事業	16,013
45 土木費	20 都市計画費	深沢小学校・深沢交差点道路整備 予備設計等委託事業	19,503
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校建設地外構工事業 設計業務委託事業	4,246

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 131,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 141,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
都市計画事業費	16,700	同 上	同 上	同 上	15,100	同 上	同 上	同 上
防災対策事業費	56,500	同 上	同 上	同 上	79,500	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	242,700	同 上	同 上	同 上	272,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	8,100	同 上	同 上	同 上	0	同 上	同 上	同 上
合 計	1,817,200				1,869,000			

議案第 91 号

令和 5 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 9 号）

令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,580 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72,164,558 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	11,901,490	16,111	11,917,601
	10 国庫補助金	4,049,801	16,111	4,065,912
75	繰入金	1,839,184	13,469	1,852,653
	5 基金繰入金	1,677,749	13,469	1,691,218
	歳入合計	72,134,978	29,580	72,164,558

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	11,256,642	20,667	11,277,309
	15 戸籍住民基本台帳費	525,632	20,667	546,299
15	民生費	29,986,188	8,913	29,995,101
	5 社会福祉費	15,846,478	8,913	15,855,391
	歳 出 合 計	72,134,978	29,580	72,164,558

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム及び戸籍附票システム改修委託事業	千円 20,667

議案第 92 号

令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,523 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	12,534	△1,346	11,188
	5 他会計繰入金	12,534	△1,346	11,188
15	繰越金	1,000	1,369	2,369
	5 繰越金	1,000	1,369	2,369
	歳 入 合 計	20,500	23	20,523

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	19,500	23	19,523
	5 事業費	19,500	23	19,523
歳 出 合 計		20,500	23	20,523

議案第 93 号

令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167,098 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,172,771 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	4,182,289	△99,123	4,083,166
	5 国民健康保険料	4,182,289	△99,123	4,083,166
20	国庫支出金	711	103	814
	10 国庫補助金	711	103	814
30	県支出金	11,294,662	△12,487	11,282,175
	3 県負担金・補助金	11,294,662	△12,487	11,282,175
38	財産収入	57	161	218
	5 財産運用収入	57	161	218
40	繰入金	1,509,861	49,148	1,559,009
	5 他会計繰入金	1,309,861	49,148	1,359,009
45	繰越金	2,000	199,981	201,981
	5 繰越金	2,000	199,981	201,981
50	諸収入	16,088	29,315	45,403
	10 雑入	6,035	29,315	35,350
	歳 入 合 計	17,005,673	167,098	17,172,771

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	264,597	△3,063	261,534
	5 総務管理費	190,779	3,186	193,965
	10 徴収費	73,171	△6,249	66,922
10	保険給付費	11,111,821	40,000	11,151,821
	5 療養諸費	9,746,608	20,000	9,766,608
	10 高額療養費	1,288,737	20,000	1,308,737
11	国民健康保険事業費納付金	5,425,791	0	5,425,791
	5 医療給付費分	3,561,293	0	3,561,293
	10 後期高齢者支援金等分	1,327,128	0	1,327,128
	15 介護納付金分	537,370	0	537,370
25	保健事業費	174,951	0	174,951
	3 特定健康診査等事業費	164,885	0	164,885
	5 保健事業費	10,066	0	10,066
27	基金積立金	57	130,161	130,218
	5 基金積立金	57	130,161	130,218
	歳 出 合 計	17,005,673	167,098	17,172,771

議案第 94 号

令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,247 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 189,753 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	191,000	△1,247	189,753
	5 他会計繰入金	191,000	△1,247	189,753
	歳 入 合 計	191,000	△1,247	189,753

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	公債費	191,000	△1,247	189,753
	5 公債費	191,000	△1,247	189,753
	歳 出 合 計	191,000	△1,247	189,753

令和 5 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185,855 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,141,967 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,435,612	△61,963	4,373,649
	5 国庫負担金	3,230,650	△56,704	3,173,946
	10 国庫補助金	1,204,962	△5,259	1,199,703
20	県支出金	2,648,644	△31,535	2,617,109
	5 県負担金	2,566,482	△30,490	2,535,992
	15 県補助金	82,162	△1,045	81,117
25	支払基金交付金	4,977,025	△74,695	4,902,330
	5 支払基金交付金	4,977,025	△74,695	4,902,330
40	繰入金	3,241,941	△129,944	3,111,997
	5 一般会計繰入金	2,874,234	△47,720	2,826,514
	10 基金繰入金	367,707	△82,224	285,483
45	繰越金	11,195	483,992	495,187
	5 繰越金	11,195	483,992	495,187
	歳 入 合 計	18,956,112	185,855	19,141,967

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	396,397	△21,312	375,085
	5 総務管理費	396,397	△21,312	375,085
10	保険給付費	17,837,319	△268,290	17,569,029
	5 介護サービス等諸費	17,837,319	△268,290	17,569,029
12	地域支援事業費	632,722	△8,357	624,365
	5 地域支援事業費	632,722	△8,357	624,365
25	基金積立金	10,757	257,712	268,469
	5 基金積立金	10,757	257,712	268,469
30	諸支出金	78,717	226,102	304,819
	5 償還金及び還付加算金	10,201	141,126	151,327
	10 繰出金	68,516	84,976	153,492
	歳 出 合 計	18,956,112	185,855	19,141,967

議案第 96 号

令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 78,276 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,164,924 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	3,718,302	△45,208	3,673,094
	5 後期高齢者医療保険料	3,718,302	△45,208	3,673,094
10	繰入金	2,495,897	△85,988	2,409,909
	5 一般会計繰入金	2,495,897	△85,988	2,409,909
15	繰越金	2,000	52,920	54,920
	5 繰越金	2,000	52,920	54,920
	歳 入 合 計	6,243,200	△78,276	6,164,924

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	95,121	△9,450	85,671
	5 総務管理費	95,121	△9,450	85,671
10	広域連合納付金	6,132,079	△75,769	6,056,310
	5 広域連合納付金	6,132,079	△75,769	6,056,310
15	諸支出金	14,000	6,943	20,943
	10 繰出金	1,000	6,943	7,943
	歳 出 合 計	6,243,200	△78,276	6,164,924

議案第 97 号

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	7,998,045 千円	△ 548,261 千円	7,449,784 千円
第 1 項 営業収益	3,480,927 千円	△ 14,280 千円	3,466,647 千円
第 2 項 営業外収益	4,517,118 千円	△ 533,981 千円	3,983,137 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	7,356,454 千円	△ 310,836 千円	7,045,618 千円
第 1 項 営業費用	6,833,734 千円	△ 307,308 千円	6,526,426 千円
第 2 項 営業外費用	517,720 千円	△ 3,528 千円	514,192 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,583,949千円は、減債積立金900,615千円及び当年度分損益勘定留保資金683,334千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,289,745千円は、減債積立金900,615千円及び当年度分損益勘定留保資金389,130千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,990,056千円	290,001千円	2,280,057千円
第1項 企業債	902,300千円	7,200千円	909,500千円
第2項 他会計補助金	1,058,847千円	282,801千円	1,341,648千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,574,005千円	△4,203千円	3,569,802千円
第1項 建設改良費	655,421千円	△4,203千円	651,218千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 902,300	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部また は一部を 翌年度に 繰り越し て起債す ることができる。	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 地方公共 団体金融 機構資金 について、 利率の見 直しを行 った後は、 当該見直 し利率)	政府資金 については、 その条件 により、 銀行その 他の場合 には、借 入れの日 置期間を 含め、40 年以内 に償還す る。市都 府の期間 償還短縮 し、繰上 償還は低 利に換 えがで きる。	千円 909,500	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部また は一部を 翌年度に 繰り越し て起債す ることができる。	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 地方公共 団体金融 機構資金 について、 利率の見 直しを行 った後は、 当該見直 し利率)	政府資金 については、 その条件 により、 銀行その 他の場合 には、借 入れの日 置期間を 含め、40 年以内 に償還す る。市都 府の期間 償還短縮 し、繰上 償還は低 利に換 えがで きる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	383,503千円	△28,229千円	355,274千円

令和6年(2024年)2月6日提出

鎌倉市長 松尾 崇

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	499,060千円	25,000千円	524,060千円
-------------	-----------	----------	-----------

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,289,745千円は、減債積立金900,615千円及び当年度分損益勘定留保資金389,130千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,291,045千円は、減債積立金900,615千円及び当年度分損益勘定留保資金390,430千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	2,280,057千円	23,700千円	2,303,757千円
第 1 項 企業債	909,500千円	13,700千円	923,200千円
第 3 項 国庫補助金	21,200千円	10,000千円	31,200千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,569,802千円	25,000千円	3,594,802千円
第 1 項 建設改良費	651,218千円	25,000千円	676,218千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、
期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
山 崎 浄 化 セ ン タ ー 耐 震 診 断 業 務 委 託 事 業 費	令和 5 年 度 から 令和 6 年 度 まで	146,000

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 909,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し方式で借入れられる資金及び団体金融機関について、利率の見直しを行った後は、当該後々の利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他の場合には、借入れの期間を40年以内とする。なお、財政措置及び期限を短縮し、は繰上償還または低利に借換することができる。	千円 923,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、見直し方式で借入れられる資金及び団体金融機関について、利率の見直しを行った後は、当該後々の利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他の場合には、借入れの期間を40年以内とする。なお、財政措置及び期限を短縮し、は繰上償還または低利に借換することができる。

令和6年(2024年)2月6日提出

鎌倉市長 松尾 崇

報告第 20 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 5 年（2023年）9 月 1 日、鎌倉市坂ノ下31番地先敷地内で発生した、健康福祉部生活福祉課用務で稼働中の軽自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年（2024年）2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 303,600円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市坂ノ下31番地 5
社会福祉法人きしろ社会事業会
理事長 田 尻 充 |
| 3 | 処分の日 | 令和 6 年（2024年）1 月17日 |